

特定不妊治療費助成事業申請書

令和 年 月 日

山形県知事

様

申請者氏名

山形県特定不妊治療費助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請の審査に必要な範囲で、申請内容の確認を行うことに同意します。

また、本申請に係る治療は、他都道府県（政令指定都市及び中核市を含む）及び山形市が実施する特定不妊治療費助成事業による助成を受けたものではありません。 (注) 太枠のなかを記入してください。

	夫		妻				
(ふりがな) 氏名	()		()				
生年月日	昭和 平成 年 月 日 (歳)		昭和 平成 年 月 日 (歳)				
住所 ※1	〒 電話 ()		〒 電話 ()				
書類送付先 ※2	〒						
治療費支払額	特定不妊治療分	金	円				
	男性不妊治療分	金	円				
	合計	金	円				
助成申請額	特定不妊治療分	金	円				
	男性不妊治療分	金	円				
	合計	金	円				
夫婦合算の所得額(控除後の額) ※令和3年3月31日まで申請の場合				円			
振込先	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協			本店 支店 出張所		
	預金種別	普通・当座	(ふりがな) 口座名義人	(申請者と同一)			
	口座番号				(左詰で記入してください)		
過去の都道府県等 (山形県含む)か らの助成状況 ※網掛けの欄は 記入不要 (保健所記入欄)	特定不妊治療 有 (回) ・ 無	自治体名	申請時期	事業	自治体名	申請時期	事業
			年 月	国・県		年 月	国・県
	男性不妊治療 有 (回) ・ 無		年 月	国・県		年 月	国・県
			年 月	国・県		年 月	国・県
			年 月	国・県		年 月	国・県
			年 月	国・県		年 月	国・県
			年 月	国・県		年 月	国・県
◆助成回数のリセット◆ 希望の有無 「 ・希望する ・希望しない 」 特定不妊治療費助成を受けた後、出産または妊娠12週以降に死産に至った場合が対象となります。 *出産した場合：子の氏名 () 生年月日 () *死産に至った場合：日付 ()							
通算 回目	うち国庫 回	出産後 回目	うち国庫 回	保健所 受付印			

※1 夫婦の住所が異なる場合は、それぞれに記入してください。

※2 決定通知書等送付先は、原則申請者の住所です。送付先を変更する場合のみ、※2を記入してください。

添付書類

1. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関発行の領収書を添付してください）
2. 夫婦の婚姻関係を証明する書類
（法律婚の場合）戸籍謄本等
（事実婚の場合）①戸籍謄本、②事実婚関係に関する申立書（様式第11号）
※2回目以降の申請の場合、3の住民票謄本等で婚姻関係が確認できれば省略可。
3. 夫婦の住所を確認できる書類（住民票謄本等）
4. 夫及び妻の所得額を証明する書類（市町村長が発行する控除明細のある所得課税証明書等）
※令和3年3月31日までに申請する場合は提出が必要。
5. 所得額算出表
※令和3年3月31日までに申請する場合は提出が必要。
6. 通帳の写し

【助成回数リセットのための添付書類】

1. （出産による場合）戸籍謄本等
2. （死産による場合）死産届や母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する 説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握することで、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者（女性）の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する 説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することができますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。